

# 離婚届

令和 6 年 3 月 1 日 届出

富山県黒部市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

生年月日は和暦で記入してください。

(1) 氏名	夫 名水 太郎	妻 名水 花子
生年月日	昭和 45 年 5 月 10 日	昭和 49 年 11 月 7 日
住所	富山県黒部市三日市 725 番地	富山県黒部市生地 1000 番地 2 名水アパート 201 号
本籍	富山県黒部市三日市 1301 番地	
父母及び養父母の氏名	夫の父 山田 二郎	妻の父 黒部 三郎
父母との続柄	母 名水 桜子	母 黒部 梅子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
もどる者の本籍	富山県黒部市生地 1000 番地 2 筆頭者の氏名 黒部 花子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 名水 秋子
同居の期間	平成 4 年 11 月 から 令和 3 年 6 月 まで	
別居する前の住所	富山県黒部市三日市 725 番地	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業 08	妻の職業 05
届出人署名	夫 名水 太郎 印	妻 名水 花子 印

※押印は任意

## 記入の注意 届書は1通で差しつかえありません。

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いて本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出して1通で足りることもあります。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出する必要があります。  
 調停離婚のとき→調停書の謄本  
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
 和解離婚のとき→和解調書の謄本  
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

届出に必要なもの

- ①マイナンバーカード、運転免許証等の身分証明(本人確認のため)
- ②住民異動届(住所異動する場合)

※本人確認ができなかった方や、来庁されない届出人に対し、届出があったことを郵便で連絡いたします。

証人	(協議離婚のときだけ必要です)	
署名	名水 一郎 印	黒部 三郎 印
生年月日	昭和 18 年 6 月 1 日	昭和 20 年 9 月 3 日
住所	富山県黒部市三日市 725 番地	富山県黒部市生地 1000 番地
本籍	富山県黒部市三日市 725 番地	富山県黒部市生地 1000 番地

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届を同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

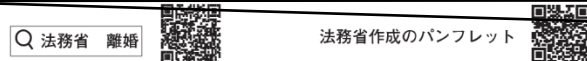
面会交流について取決めをしている。  
 まだ決めていない。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。  
 取決め方法: (  公正証書  それ以外 )  
 まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。



国勢調査年のみ記入が必要です。

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp